

平成 22 年第 1 回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 日 2 月 19 日（金曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9 時 0 0 分）	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第 1 号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定について	6
○町長あいさつ	9
○閉会の宣告	9
閉 会 （午前 9 時 18 分）	9

板倉町告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成22年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年2月16日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 平成22年2月19日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件 1) 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（14名）

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山 宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野 一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川 初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中 嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	10 番	秋 山 豊 子	さん
11 番	荻 野	美 友	君	12 番	青 木 佳 一	君
13 番	川 田	安 司	君	14 番	塩 田 俊 一	君

○不応招議員（なし）

平成22年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年2月19日（金）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定について

○出席議員（14名）

1 番	川 野 辺 達 也 君	2 番	延 山 宗 一 君
3 番	小 森 谷 幸 雄 君	4 番	黒 野 一 郎 君
5 番	石 山 徳 司 君	6 番	市 川 初 江 さん
7 番	青 木 秀 夫 君	8 番	野 中 嘉 之 君
9 番	石 山 甚 一 郎 君	10 番	秋 山 豊 子 さん
11 番	荻 野 美 友 君	12 番	青 木 佳 一 君
13 番	川 田 安 司 君	14 番	塩 田 俊 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 実 君
総 務 課 長	小 野 田 吉 一 君
企画財政課長	中 里 重 義 君
戸籍税務課長	長 谷 川 健 一 君
環境水道課長	鈴 木 渡 君
福祉課長	北 山 俊 光 君
健康介護課長	荒 井 英 世 君
産業振興課長	田 口 茂 君
都市建設課長	小 野 田 国 雄 君
会計管理者	荒 井 利 和 君
教育委員会 教育委員会 事務局局長	小 菅 正 美 君
農業委員会 農業委員会 事務局局長	田 口 茂 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗	原	光	実
庶務議事係長	石	川	英	之
行政安全係長兼 議会事務局書記	根	岸	光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（塩田俊一君） おはようございます。

ただいまから告示第5号をもって招集されました平成22年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。3月もわずかでございまして、間近なのでございますが、非常に厳しい寒さが続いております。そんな中、昨日は非常に雪まじりの朝であったわけでございますが、防災ステーションの開所式に寒い中、ご出席をいただきました。大変ありがとうございました。あいさつでも申し上げさせていただきましたが、一応これからの水災の拠点ということで設置が完了したわけでございまして、板倉町にとりましては、一つの大きな財産になったわけでございます。

また、本日は、それに続きまして臨時議会ということで招集をさせていただいたところ、まさに多忙中、ご苦労さまでございます。

さて、ニュータウン事業につきましては、早期完成を目指しまして、前町長時代から全力を挙げてきたことと思っております。しかしながら、右肩下がりの経済動向あるいは少子高齢化等の中でその販売戦略を大きく変えざるを得ない状況となっていることはご承知のとおりでございます。そんな中、打開策を慎重に、多分模索をされた結果だろうというふうにもとらえておるわけでございますが、企業用地として用途変更をしながら、優良な産業あるいは商業の早期誘致を実現をするということが事前の策として、今日までそのための法的整備あるいは用地の整備がえ等も進めてきたところでございます。

いよいよ近々分譲開始に当たりまして、その先が見えてきたことに対しまして、その競争に打ち勝つための優遇策を、近隣の同条件の用地等の比較もした上でつくり上げることができました。それを本日までご審議をいただき、ご承認をいただいて、よりよい企業、商業誘致の成功に弾みをつけたいというふうに思っております。

議会さんにもさらにお力をおかししていただき、全町一丸となって自主財源確保あるいは雇用機会の拡大のための誘致活動を展開をいたしたく思っておりますので、今日慎重にご審議をいただき、今後もしよろしくご協力いただきますようお願いを冒頭申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきま

したから、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました町長からの議案は1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 小森谷 幸 雄 君

4番 黒 野 一 郎 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、2月15日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

〔議会運営委員長（荻野美友君）登壇〕

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、2月15日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は議案第1号について提案者から議案説明の後、審議決定をし、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日間と決定いたしました。

○議案第1号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第1号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、議案第1号につきまして、その提案の理由を申し上げたいと思います。

板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定についてでございます。本案につきましては、現在群馬県企業局と板倉町で進めている板倉ニュータウン事業の中で、平成21年8月に都市計画の用途変更と板倉ニュータウン地区地区計画の変更を行い、「板倉ニュータウン産業団地（仮称）」でございますが、その造成を行っているところでございます。本案は、この造成に合わせて進出する企業に対し、優遇制度を設けることで、優良な産業施設や商業施設の早期誘致を促進し、板倉町の税収の増加及び安定を図るとともに、町民皆様の雇用機会の拡大を目的するものであります。

以上、板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定についてあらましをご説明申し上げましたが、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） それでは、板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、第1条では、条例制定の目的を定めるものでございます。

第2条では、この条例の各号に定める用語の意義を定めておりますが、主なものについてご説明申し上げます。

1号の産業用地は、群馬県企業局が造成した板倉ニュータウン地区の地区内で、都市計画法で規定された準工業地域を産業用地とし、2号ではニュータウン地区内で新都市計画法で規定する商業地域及び準工業地域を商業用地として規定するものでございます。

3号の産業施設は、産業的な活動を行うための建築物等で、細かくは規則で定めますが、具体的には建築基準法に規定する用途及び板倉ニュータウンの地区計画に適合するものを定めます。

第4号の商業施設については、商業的な活動でサービスを行う店舗等で、やはり建築基準法に規定する用途及び板倉ニュータウンの地区計画に適合するものということで規定します。

5号については、指定事業者、6号については事業開始日、7号で新規雇用についての規定をしております。

8号の固定資産税については、板倉町税条例の固定資産税、すなわち具体的には土地、家屋、償却資産に関する固定資産税でございます。

9号については、緑地について、10号は地球温暖化対策を規定しております。

次の第3条と第4条が本条例の柱となる条文であります。

第3条では、産業用地または商業用地に進出する指定事業者に対し、奨励金を交付するという優遇措置を講ずることを定めております。

第4条は、奨励金の種類等を具体的に規定する条文であります。

1号では、産業施設立地促進奨励金は、土地や家屋、償却資産に関し、初年から5年間の固定資産税について納税していただいた固定資産税と同額を奨励金として交付するものです。

ただし書きになりますけれども、これについては、既にあります板倉町企業立地の促進等による地域にお

ける産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の第2条に該当する場合は、この条例のほうを優先して本条例の部分については適用しないということを規定しています。これを言いかえますと、中身については、最終的には先ほど申し上げた5年間の奨励金を交付する内容と、結果的には同じになるという内容になっております。

2号の商業施設立地促進奨励金ですが、土地や家屋、償却資産に関し、初年からやはり5年間の固定資産税については、納税していただいた固定資産税と同額を奨励金として交付するものでございます。

3号の雇用促進奨励金につきましては、町内在住者の1年以上の雇用につきまして、1人当たり10万円を300万円を限度として指定事業者へ奨励金を交付するものです。これについては、1回限りということになっております。

それと4号の緑地設置奨励金につきましては、商業施設のみを対象としております。設置費用の30%を、やはり300万円を限度として交付するものでございます。

5号の地球温暖化対策奨励金につきましては、地球温暖化対策を目的とした設備等を導入した場合、奨励金を交付するものでございます。

5条では、優遇措置の指定の関係、6条についてはやはりその申請があった場合の審査なり調査を行って指定を行うということを規定しております。

7条では、変更に関する手続、8条では優遇措置の指定の取り消し、それらを規定しております。

9条及び10条、11条は、省略させていただきますけれども、12条で委任という形で、細かい点については施行に関し、必要な事項を規則で定めるということで条文になっております。

最後になりますが、附則で、この条例は平成22年3月1日から施行したいということで考えております。

あわせて、この条例の施行に伴いまして、既存の板倉町工場誘致条例は廃止したいという内容でございます。

以上、条例の概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。用語の説明と内容についてちょっと伺います。

地球温暖化対策奨励金ということで、ソーラーパネルというのが頭に浮かぶのですが、具体的に商業施設あるいは工業施設の中で地球温暖化対策の奨励金を受けるという項目というのはわかりますか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

〔産業振興課長（田口 茂君）登壇〕

○産業振興課長（田口 茂君） 今議員おっしゃられたとおりいろんな項目があるのですが、やはり具体的には太陽電池関係かなということで想定しています。ほかにはバイオマス、いわゆる新しい燃料を使ったものについてのいろんな施設があるわけですが、それらが想定されるのかなということで考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 以上で議事のすべてを終了いたします。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま全員の皆様の賛成をいただきまして、優遇措置、3月の1日から施行することを決定させていただきました。

冒頭のあいさつで申し上げましたが、言うはやすく行うはがたしということを常に私も心の中に決めています。措置を盛りましたが、その措置で決定打になるかどうかは、まさに不透明でございますし、いわゆる競争そのものも日々激化をしていることと想定しております。そういう意味では、単に行政がとかそういう形でなく、議員皆様がそれぞれ非常に幅の広い外交力、人脈もお持ちでございましょうし、また当地区には館野県議等々を含めて、県にも密着をしたいいわゆる人脈もございます。総合的に販売開始になったその日からぜひ一番近い日に1つでも2つでもというようなことが一番よいわけでございますが、そう甘くはないことと想定をし、全員の皆様方のお力添えをいただきながら、早期実現に全力を投じてまいりたいと思っております。

そのためのスタート台が今日ご協力によってできたというふうに理解をいたしておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、今日のお礼の言葉といたします。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上をもちまして平成22年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時18分）

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成22年4月15日

板倉町議会議長 塩 田 俊 一

①署名議員 小 森 谷 幸 雄

②署名議員 黒 野 一 郎